

昭和 53 年 12 月

昭和 54 年度の税制
改正に関する答申

税 制 調 査 会

まえがき

- 1 税制調査会は、昭和52年11月11日、内閣総理大臣から「国民経済の健全な発展を目指としつつ、国、地方を通じて財政体質を改善するため、税制上とるべき方策」につき諮問を受け審議を続けてきたが、同年12月にはその審議の一環として「昭和53年度の税制改正に関する答申」を行つた。
- 2 本年度に入り、昭和53年8月には一般消費税特別部会を設置し、我が国の経済取引に即応した一般消費税の具体的仕組みについて審議を重ね、同年9月には「一般消費税特別部会報告」を公表した。また、これに引き続き、利子・配当所得の総合課税のための具体的方策についても審議を行つた。
- 3 その後、当面の課題として昭和54年度において実施されるべき税制改正について審議を続け、昭和53年12月27日、第26回総会において、その審議の結果を「昭和54年度の税制改正に関する答申」としてとりまとめ、これを即日、内閣総理大臣に提出した。
本書は、この答申を印刷に付したものである。

昭和 54 年度の税制改正に関する答申

昭和 53 年 12 月 27 日

内閣総理大臣 大 平 正 芳 殿

税制調査会会长 小 倉 武 一

昭和 54 年度の税制改正に当たり、実施すべき事項について、別紙のとおり、当調査会の意見をとりまとめました。

当調査会は、政府がこの報告に基づいて税制改正を実現することを希望します。

また、政府は、税の公平の確保と歳出の節減合理化に対する国民の関心が極めて大きいことを十分に認識し、昭和 54 年度税制改正においては、この答申に沿つて税の公平確保のための諸措置を講ずるとともに、昭和 54 年度予算編成に当たつては、真に国民の共感を呼ぶような歳出の節減合理化を図るよう強く要望します。

税制調査会委員名簿

本答申の審議に参加した委員は、次のとおりである。

委 員	石 井 清	○泉 美 之 松
	○岩 村 精 一 洋	○大 内 幸 夫
	岡 村 雅 夫	○小 倉 武 一
	○金 子 宏	河 崎 邦 夫
	○木 下 和 夫	工 藤 巍
	○三 枝 佐 枝 子	○齋 藤 誠
	○柴 田 護	武 田 亨
	○立 山 武 司	田 中 里 子
	○辻 村 江 太 郎	堤 清 二
	○角 田 房 子	富 塚 三 夫
	西 沢 権 一 郎	林 慶 之 助
	○藤 田 晴	前 川 一 男
	○水 野 正 一	○宮 智 宗 七
	村 本 周 三	安 居 喜 造
	山 内 隆 博	○渡 辺 佳 英

(○印を付した委員は、臨時小委員会に所属した委員である。)

目 次

	頁
一 基本的な考え方	1
1 今後の財政運営のあり方	1
2 一般消費税	3
3 来年度税制改正の基本方針	5
二 国 税	6
1 租税特別措置等	6
(1) 社会保険診療報酬課税の特例のは是正	6
(2) 利子・配当、有価証券譲渡益課税	6
(3) 準備金、特別償却等の整理合理化	7
(4) 交際費課税の強化	7
(5) 産業転換投資促進税制	7
(6) 土地譲渡所得課税	7
2 たばこの定価改定	8
3 挥発油税等	8
4 航空機燃料税	9
三 地 方 税	9
1 個人住民税の減税	9
(1) 基礎控除等の引上げ	9
(2) 障害者、寡婦控除等の引上げ	10
2 固定資産税及び都市計画税	10
3 軽油引取税	11
4 自動車税及び軽自動車税	11
5 租税特別措置の整理合理化	11
(1) 非課税措置等の整理合理化	11
(2) 産業用電気に係る電気税の非課税措置	11

6 たばこ消費税	12
別紙 一般消費税大綱	
1 課 稅 対 象	13
2 納 稅 義 務 者	13
3 非課税の範囲	13
(1) 公 共 法 人 等	13
(2) 非課税取引等	13
4 課 稅 標 準	13
5 税 率	14
6 納付税額の計算	14
(1) 計 算 方 法	14
(2) 控除不足額の調整	14
(3) 国 境 税 調 整	14
(4) 限 界 控 除	14
(5) 簡易課税方式の選択	15
7 申 告 納 付	15
8 納 稅 地 等	15
9 他の税との調整	15
10 新税の地方団体への配分	15
参 考 資 料	
1 改正案による住民税の課税最低限	17
2 改正案による住民税(所得割)の負担軽減状況	18

当税制調査会は、昭和52年11月、内閣総理大臣から「国民経済の健全な発展を目指としつつ、国、地方を通じて財政体質を改善するため、税制上とるべき方策」について諮問を受け、同年12月、昭和53年度の税制改正に関する答申を行つた。本年度に入つてからは、一般消費税の具体的仕組みについての審議を行い、9月12日、一般消費税特別部会報告を公表した後、引き続き、利子・配当所得の総合課税のための具体的方策及び一般消費税の具体的仕組みについての審議を重ねるとともに、当面の課題である昭和54年度の税制改正について検討を行つた。

一 基本的な考え方

1 今後の財政運営のあり方

- (1) 国の財政は、既に昭和50年度以降、連年にわたり、特例公債を含む大量の公債に依存する異常な状況にあるが、昭和54年度においては、税の自然増収に多くを期待し得ないのみならず、昭和53年度において5月分税収の年度所属区分の変更が行われたことの影響もあって、極めて厳しい事態に直面せざるを得ないものと予想される。また、地方財政についても、昭和50年度以降、地方債の大幅な増発及び交付税特別会計の借入れ等により大幅な財源不足を補てんしている状況にある。
- (2) 財政収支の大幅な不均衡を放置し、安易に大量の特例公債等に依存する場合には、経済にインフレ要因を持ち込み、国民経済と国民生活のすべての面に種々の悪影響を及ぼすことは必至と考えられ、また、公債費の著増により財政が硬直化すれば、財政は国民福祉の向上や経済の安定のための本来の役割を果たし得ない状況に立ち至るおそれがあり、今や一刻も早く財政再建の第一歩を踏み出すことが緊要の課題となつている。
- (3) 財政再建のためには、国、地方を通じ、既存の制度、既定経費の徹底した見直しにより歳出の節減合理化を図るとともに、歳入面においても積極的に税収の確保を図ることが必要である。

税制面で講すべき諸措置については、税制調査会は、1年有余にわたる審議を経て、昭和52年10月、その考え方を「今後の税制のあり方についての答申」(以下、便宜、「中期答申」と称する。)として取りまとめたところである。

すなわち、中期答申においては、財政健全化への方策について詳細な検討を行つた上、福祉その他の公共サービスの確保は国民の負担により裏付けられるべきであるとの判断の下に、現行税制の枠組みの中で増収措置を講ずるとともに、国民に対

して一般的な税負担の増加を求めることが避けられないとの方向を示し、その具体化については、各年度の税制改正において、経済情勢等に配意しつつ、財政・経済政策全体の立場から総合的に検討すべきものとしている。

- (4) 最近の経済情勢をみると、公共投資の拡充の効果が浸透したこともあるが、国内需要は全体としてゆるやかな回復を続けている一方、産業構造転換の過程にあって、いわゆる構造不況業種の問題の解決が残されており、雇用面においても総じて厳しい状況が続いている。

当調査会の審議においても、当面の経済運営は雇用の確保と産業構造の円滑な転換に重点を置いて行われるべきであり、一般的な税負担の引上げは見送るべきであるとする強い意見があつた。

これに対しては、

- (イ) 構造不況業種やこれに伴う雇用の問題については、従来のように総需要管理政策を中心としてこれに対処することには限界があり、実態に即した個別対策を活用することを検討すべきである
- (ロ) 財政の危機的現状とその国民経済に及ぼす弊害を直視すれば、今後は、雇用、国際収支のみならず財政を含めた各分野で均衡のとれた経済社会の実現を目指して財政政策の転換を図るべきであり、税負担の引上げにより財政の基盤を強化することは適正な財政支出水準の確保を通じて経済の安定に寄与することとなるので、財政再建は経済の安定的成長と両立させることができる
- (ハ) 景気浮揚を図ることは必要であるとしても、財政がその限界を超えて景気対策を続ける場合には、財政の破たんを招くのみならず金融市場にも混乱を来たし、経済の安定的成長の持続を困難にするので、雇用の確保の見地からも、早急に一般的な税負担の引上げにより財政の健全性を回復することが必要である等の意見が示された。

- (5) これらの審議を経て、一般的な税負担の引上げによる財源の充実が結局は歳出水準の確保に役立ち、経済や雇用に良い影響を及ぼすこと、もはや財政健全化をないがしろにしては経済の健全な発展と国民生活の安定向上を期し難いこと等を考慮すれば、今後の経済運営に当たつては、経済の安定的成長と財政の再建との両立を図っていくことが重要であるとする考え方方が大勢を占めた。

- (6) 今後の財政運営に関する以上のような考え方を踏まえ、当調査会は、中期答申に

提言されている一般消費税の導入の是非について検討を行つた。

2 一 般 消 費 税

- (1) 当調査会は、一般的な税負担の引上げを求める方策として一般消費税の検討を進めるべきであるとの中期答申の提言を受けて、昭和53年9月、一般消費税特別部会報告において我が国に導入するとした場合の望ましい一般消費税の具体的仕組みについて試案を公表した。同試案の公表以後、各界各層において財政の現状と財政再建の緊要性についての認識は急速に高まり、また、一般消費税についての議論も活発に行われ、当調査会に対しても各界から種々の意見が寄せられている。
- (2) 当調査会は、これらの意見を参考としつつ、一般消費税の早期導入の是非について検討を行つた。一般消費税の早期導入に反対する立場からは、(イ)個人消費を抑制し、景気に悪い影響を及ぼす(ロ)いわゆる不公平税制の是正や歳出の節減合理化がいまだ不十分である(リ)所得税その他の增收手段により対応する余地がないかどうかについて十分な検討が行われていない等の問題点が指摘され、当調査会においては、これらの点について審議を行つた。このうち、景気との関係については、既に前記1で述べたとおりであるが、その他の問題点についての大体の考え方は、次のとおりである。

① 税負担の公平確保及び歳出の節減合理化との関係

国民に対して一般的な税負担の引上げを求める以上、制度、執行の両面にわたる税負担の公平確保や国、地方を通ずる歳出の節減合理化に格段の努力が払わなければならないことは当然である。税負担の公平確保については、税制調査会がこれまで答申に示した方向に沿つてそれなりの成果がみられることは評価されるべきであるが、今後においても、従来にも増して厳しい態度でこれに臨むよう強く要請する。

しかしながら、中期答申に示されているとおり、現在の財政収支の不均衡の規模からみて、税負担の公平確保や歳出の節減合理化への努力のみによつて問題の解決を期待することができないことは明らかである。したがつて、一方でこのような努力を重ねることを前提として一般消費税を導入せざるを得ない。

② 他の增收手段との関係

既に中期答申に示されているように、財政収支の不均衡の是正を図るために必要とされる增收額からみて、結局のところ、所得税及び個人住民税について一般

的な負担の引上げを求めるか、あるいは、一般消費税を導入するかの選択の問題となると考えられるが、現在の我が国所得税等の強い累進構造の下においてさらに所得税等にかなり巨額の増収を求めようとする場合には、納税者の大部分を占める中小所得階層に相当の負担増加を求めるものとならざるを得ず、実際問題としては困難である。また、所得税及び個人住民税の一般的な負担の引上げについては、負担感の問題や執行面における公平の確保の問題もあるとする意見があり、さらに、税体系としても所得税に著しく偏ることについては問題があること等を考慮すれば、一般消費税を選択せざるを得ない。

(3) また、一般消費税の導入の是非について、一般消費税は物価の上昇をもたらし、その税負担の配分は逆進的であつて大衆課税となるので導入すべきでないと意見があつた。これに対しては、まず、物価との関係については、一般消費税の導入の際物価上昇が生ずるのは避けられないが、それ自身増税の反映であり、通常の物価上昇とは区別すべきであるとの意見や、大量の公債への依存が今後とも継続する場合には、インフレの懸念すらあることを考慮すべきであるとする意見があつた。次に、税負担の逆進性については、本来、一般消費税は消費支出に着目して課税する税である以上、その税負担を所得を基準としてみる場合には、ある程度逆進的な傾向を有することは否定し得ないとしても、例えば食料品を非課税にする等の措置を講ずる場合には、その逆進性は大幅に緩和されることになるとする意見や、そもそも税負担の累進性、逆進性は税体系全体で判断すべきであり、その場合、我が国の所得税は諸外国に比べて強い累進構造を有していることからみて、一般消費税を導入してもなお全体としての税負担の累進性は損なわれるものではないとする意見が述べられた。なお、この点と関連して、所得の再分配の実態は税負担のみならず歳出をも含めて財政全体で判断すべきであるとする意見も提起された。

さらに、一般消費税のように国民生活に多大の影響を及ぼす新税の導入に当たつては、十分に時間をかけて議論し、国民の理解を得た上で判断すべきではないかとする意見があつた。また、中期答申が公表されて以来1年有余の期間が経過しており、法律案の国会での審議の過程を通じ、より幅広く、徹底した論議が期待できるとする意見が強かつた。

(4) 以上のような審議を経て、一般消費税の具体的な導入時期について検討したが、当調査会としては、財政再建の緊要性にかんがみ、国民の理解を求める努力を重ね

つつ昭和 54 年中に諸般の準備を行い、昭和 55 年から別紙の大綱に基づく一般消費税を実施すべきであると考える。

なお、基本的には一般消費税の導入は必要であるが、その早期導入については反対であるとか実施時期については慎重に検討すべきであるとする意見や、そもそも一般消費税は導入すべきでないとする意見があつた。

3 来年度税制改正の基本方針

(1) さきに述べたような厳しい財源事情の下で、財政健全化のために一般的な税負担の引上げが避けられない状況においては、一般的な減税を行う余裕はなく、また、税の減収を伴う租税特別措置の新設、拡充については厳しい態度で臨むべきである。

したがつて、所得税については、以上のような財政の状況に加え、我が国の所得税負担は主要諸外国に比べて低いことを考慮すると、昭和 54 年度においては、物価調整減税を含め、その負担を軽減しなければならないような状況にあるとは考えられない。

(2) また、財政再建のために一般消費税を早期に導入することを図らざるを得ない状況にあつては、歳出の節減合理化と併せて制度、執行の両面にわたる税負担の公平の確保を従来にも増して積極的に進め、政府自らが財政健全化に取り組む決意と姿勢を具体的な事実をもつて国民に示さなければならない。昭和 54 年度においては、このような観点から、これまでの答申において指摘した社会保険診療報酬課税の特例をはじめとする租税特別措置等の主要な懸案事項について、その解決が図られるべきである。

(3) 財源の充実のためには、負担の現状等からみてその負担を引き上げる余地のある税目については、増収措置を講ずる必要があり、昭和 54 年度税制改正においては、このような観点から、国税においては、たばこの小売定価の改定、揮発油税等の税率の引上げ、地方税においては、軽油引取税、自動車税等の税率の引上げを検討すべきである。

(4) 財政の現状からすれば、税の減収につながる特例措置を講ずる余地はないが、限られた財源をもつて効果的に対処し得ることを前提として、国民生活上、産業政策上等の配慮から例外的に所要の措置を検討することもやむを得ないと考える。

このような見地から、個人住民税については、地方財政の状況等からみて来年度に減税を行うことは極めて困難な状況であるが、所得税の課税最低限以下の所得者

層の税負担の問題等もあり、最小限の範囲で課税最低限の引上げ等の減税を行うことはやむを得ないと考える。

また、産業政策上の観点からは、深刻な雇用問題が生じている構造不況業種等について、円滑な事業転換を図り、新たな雇用機会の創出に資するため、所要の措置を講ずることも検討に値する。

このほか、所得税の一般的な負担軽減が困難な状況の下にあっても、社会的に援助の手を差し伸べる必要のある人々に対しては、特別の人的控除の引上げ、鰐夫控除の新設等を検討すべきではないかとする意見もあつたが、財源面での制約も考慮しつつ、当面は、同居している父又は母が老人扶養親族に該当する場合には、現行の老人扶養控除に加えて特別の控除を設けることが適当であると考える。

二 国 稅

1 租税特別措置等

(1) 社会保険診療報酬課税の特例の是正

社会保険診療報酬課税の特例については、当調査会としては既に累次にわたる答申においてその是正を強く要請してきたが、今まで何ら是正措置が講じられなかつたことは誠に遺憾である。税負担の一般的引上げについて国民の理解を得ることが重要な課題となつてゐる今日、この問題に対する国民の不満がますます募つてきていることは、極めて憂慮すべきである。昭和54年度の税制改正においては、「昭和50年度の税制改正に関する答申」において提案した具体的な改善案に基づき、その是正を図るべきである。

(2) 利子・配当、有価証券譲渡益課税

① 利子・配当所得課税

利子・配当所得については、現行の課税の特例の適用期限は昭和55年末までとされているが、当調査会は去る9月より、これら所得の総合課税を現実に可能とする条件を整備するための具体的、専門的な検討に入った。

この審議の過程では、利子・配当所得の適正な把握のためいわゆる納税者番号制度の導入を検討すべきであるとする意見、そこまで整備することは現実の問題としてなかなか難しいが総合課税の方向に沿つて課税の強化を図つていくべきであるとする意見、少額貯蓄・郵便貯金等の利子非課税制度の見直しを含め、利子・配当課税制度の全体について検討を加えるべきであるとする意見等が出されている。

この問題については、今後さらに特別部会等の場を設け、細目にわたる審議を行い、できる限り早くその結論を得ることしたい。

(2) 有価証券譲渡益課税の強化

有価証券譲渡益については、中期答申において、段階的に課税の強化を図つていくのが適当であるとされている。昭和54年度の税制改正においては、この考え方方に沿つて具体的な措置を講ずることが適當である。

(3) 準備金、特別償却等の整理合理化

準備金、特別償却等については、ここ数年にわたりかなりの整理合理化が進められてきたが、昭和54年度の税制改正においても、価格変動準備金の段階的整理を行うなど既存の制度の整理合理化を積極的に推進するとともに、新たな制度の創設等に対しては厳しい態度で臨むべきである。

また、いわゆる租税特別措置ではないが、貸倒引当金について、その繰入れ状況に顧み、繰入率を引き下げる等の制度の合理化を図るべきである。

(4) 交際費課税の強化

交際費に対する課税は、累年強化され、既にかなりの程度に達しているが、最近における交際費支出の状況及びこれに対する強い社会的批判に顧み、昭和54年度の税制改正においては、課税を一層強化すべきである。

(5) 産業転換投資促進税制

産業転換投資促進税制については、新たな政策税制の導入であつて厳しい態度で臨むべきであるとする意見やその効果に疑問があるとする意見があつた。

しかしながら、経済環境の著しい変化に対応してきめ細かく産業構造の転換促進を図ることの緊要性を考慮すれば、現行の投資促進税制を廃止した上、臨時の措置として、産業転換投資を促進するため、一定の不況業種に属する企業が業種転換のために取得する機械設備についてその取得価額の10%相当額を税額控除する等の措置を講ずることもこの際やむを得ないと考える。

(6) 土地譲渡所得課税

宅地供給促進の観点から個人の土地譲渡所得課税を緩和すべきであるとする考え方があり、現行制度の適用期限到来前ではあるが、この点について検討を行つた。

土地税制を一般的に緩和することについては、必ずしも現行制度が宅地供給の障害となつているとは認め難いとする意見、最近強含みに転じている地価に悪い影響

を与えるのではないかとする意見、土地税制の緩和は土地の資産価値を高め、むしろその保有を助長するおそれがあるとする意見、土地に対しては特別な国民感情があり、その取扱いには慎重な配慮が必要であるとする意見、資産課税の強化の方向にも逆行することとなるので国民の納得を得難いとする意見等があつた。

したがつて、現行土地税制の基本的枠組みは維持されるべきであり、その手直しを図るとしても、優良な住宅地の供給と公的土地区画整理事業の促進に資するため、限定的な基準を設け、部分的なものにとどめるべきであると考える。

2 たばこの定価改定

たばこについては、日常生活に密着したし好品であり、家計に与える影響を考慮するとその小売定価の改定は慎重に取り扱うべきであるとする意見もあつたが、その定価が昭和50年度の改正以来すえ置かれており、この間における原価の上昇の結果、たばこ消費に対する税負担率がかなり低下しているので、その調整を図るため、小売定価の改定を行うことが適当であると考える。

具体的な定価改定の程度については、銘柄ごとに10円ないし40円程度の値上げ幅とし、全体としては20%程度の引上げ率とする。

また、たばこ専売納付金制度については、製造たばこの価格に占める消費税相当分の明確化により財政収入の安定的確保と専売公社の企業責任の明確化等を図る必要があると考えられるので、現行納付金制度を改善し、納付金率を法定することが適当である。

3 撥発油税等

撲発油税及び地方道路税の道路特定財源については、昭和53年度から発足した第8次道路整備五箇年計画のための財源措置について昭和54年度予算編成時までに所要の検討を行うものとされたこととの関連から、昭和54年度において新たに負担の増加を求める必要があるかどうかについて検討を行つた。

撲発油税等の引上げについては、石油業界の現状からみて、OPECによる原油価格引上げに加え、増税分を価格に転嫁することは困難ではないかとの意見、撲発油の税負担は既にかなりの水準にあるのではないかとの意見、我が国の道路は既にかなり整備されてきているのではないかとの意見、さらには撲発油税の引上げを行うとしても一般財源とすべきであるとの意見が示された。しかしながら、将来においては撲発油税の一般財源化を図ることが適当であるとしても我が国の道路の現状からはなお道

路整備を推進する必要があり、その場合現行の揮発油税等の税負担は諸外国に比べ必ずしも高くないことから引上げを求める余地があるので、現下の厳しい財政事情を考慮すれば、揮発油税等の道路特定財源の拡充強化を図るべきである。

以上の諸点を踏まえ、揮発油税及び地方道路税の税率について25%程度の引上げを行うことが適当である。

4 航空機燃料税

航空機燃料税は、空港整備等のための特定財源とされているが、航空機騒音対策事業の拡充等に伴い国の空港対策費が増大してきていること、また創設以来その税率がすえ置かれているため、航空機燃料価格の上昇に伴いその税負担割合が低下してきていること等にかんがみ、同税の税率を2倍に引き上げることが適当である。

また、空港関係都道府県における航空機騒音対策事業等の経費が多額であることにかんがみ、航空機燃料譲与税の一部を新たに空港関係都道府県に対して譲与する制度を創設することが適当である。

三 地 方 税

1 個人住民税の減税

個人住民税については、昭和54年度における厳しい地方財政の状況等からみて課税最低限の引上げ等の減税を実施することは極めて困難な状況にあるものと考えられる。

しかしながら、最近における国民生活水準の推移、住民負担の状況等からみて、所得税のいわゆる控除失格者で住民税の所得割を負担する者の税負担の問題等もあるので、最小限の範囲で住民税の課税最低限の引上げ等を行うこともやむを得ないと考える。

以上のような考え方からすれば、昭和54年度においては、次のとおり所得控除の引上げを行うことが適当である。

(1) 基礎控除等の引上げ

	現 行	改 正 案
基 础 控 除	20万円	21万円
配 偶 者 控 除	20万円	21万円
扶 養 控 除	19万円	20万円

老人扶養控除	20万円	21万円
配偶者のいない世帯の1人目	20万円	21万円

(2) 障害者、寡婦控除等の引上げ

障害者控除、老年者控除、寡婦控除及び勤労学生控除をそれぞれ19万円(現行18万円)に引き上げるとともに、特別障害者控除を21万円(現行20万円)に引き上げる。

2 固定資産税及び都市計画税

- (1) 宅地等については、昭和53年度においてその大部分につき評価額に基づく課税が行われるに至つており、また、昭和54年度の評価替えによる宅地等の平均的な評価上昇率も前回までの評価替えの場合に比しかなり低くなるものと見込まれるが、昭和54年度から直ちに新評価額に基づく課税を行うことにはなお問題があると考えられる。したがつて、今回においても、前年度の税負担を基礎とした段階的な負担調整措置を講ずることとし、その場合、昭和56年度までの間、毎年度の税負担の増加が3割を超えないこととすることが適当である。
- (2) 一般農地に係る昭和54年度分以降の税負担のあり方については、法律上「今後ににおける農地の価格の状況、農業経営との関連等を考慮して更に検討を加え、その結果に基づき、必要な措置が講ぜられるべきもの」とされているところであるが、現在の一般農地の税負担の水準、今回の評価替えにおいて見込まれる評価上昇の程度及び最近までの農業所得等の推移の状況等を総合的に勘案すれば、引き続き、前年度の税負担を基礎とした段階的な負担調整措置を講じつつ、適切な負担を求めることが適当である。その場合、昭和56年度までの間、毎年度の税負担の増加が2割を超えないこととすることが適当である。
- (3) 市街化区域農地に対する課税については、現在、既に課税の適正化措置が講じられている三大都市圏内の特定の都市のA農地及びB農地以外の市街化区域農地に係る昭和54年度以降の取扱い等について検討を行つた。

この問題については、特に三大都市圏内における宅地需要が極めて強いこと等から、新たに昭和54年度から、三大都市圏内の特定の都市のC農地及び三大都市圏内の近郊整備地帯等の区域を有する町村の市街化区域農地についても所要の特例措置を講じつつ、課税の適正化措置を講ずることが適当であるとの意見があつた。

しかし、これに対する市街化区域農地については基本的には今後とも課税の適正化を図つて行くべきであるが、現在までの都市施設の整備状況や土地利用の実態等にかんがみれば、現状において課税の適正化措置を拡大することについては問題がある等の意見があり、今回結論を得るに至らなかつた。

したがつて、当面昭和56年度までは現行制度を継続することとし、この間引き続き検討を加えることが適當である。

3 軽油引取税

軽油引取税については、地方道路事業費に占める道路目的財源の比率が低い現状等にかんがみ、地方道路目的財源の拡充を図るべきであると考えられるので、その税率を25%程度引き上げることが適當である。

4 自動車税及び軽自動車税

自動車税及び軽自動車税は、資産課税であるとともに、道路損傷負担金としての性格を有するものとされているが、現行の税率が設定された後、自動車及び軽自動車の販売価格が上昇しており、その販売価格に占める税負担の割合が低くなつてきていること、道路に関する経費も年々増大してきていること等の事情を考慮し、これらの税率をおおむね10%程度引き上げることが適當である。この場合、営業用の自動車については、公共輸送機関としての性格等にかんがみ、その引上げ率に格差を設ける必要がある。

5 租税特別措置の整理合理化

(1) 非課税措置等の整理合理化

地方税における非課税、課税標準の特例等の特別措置については、従来からの税制調査会の答申に述べられている基本的な考え方に基いてその整理合理化が進められてきたところであるが、昭和54年度においても、新規の制度の創設については厳しい態度で対処するとともに、既存の制度についてその整理合理化に努めるべきである。

(2) 産業用電気に係る電気税の非課税措置

産業用電気に係る電気税の非課税措置については、現行の非課税基準設定後の社会経済情勢の変化に即応して全面的な見直しを行う必要があるとする意見と、この見直しを行うに際しては慎重に検討すべきであるとの意見があり、結論を得るに至らなかつた。この問題については、電気税のあり方との関連において、なお引き続

き検討すべきであると考える。

6 たばこ消費税

たばこ消費税の課税標準については、現在、その算定の基礎となるたばこの1本当たりの金額は前年度の実績により、たばこの販売本数は現年度の実績によることとなつていて。このため、来年度は、たばこの定価改定に伴い、その販売本数の減少が見込まれるので、差し当たり、定価改定がない場合に予定される税収を確保することができるよう所要の調整を行う必要がある。

別紙

一般消費税大綱

1 課税対象

課税対象は、(イ)国内において事業を行う者が対価を得て国内で行う財貨の引渡し及びサービスの提供、(ロ)財貨の輸入とする。

2 納税義務者

(1) 納税義務者は、国内において事業を行う者及び輸入を行う者とする。

(2) 小規模零細事業者の除外

年間売上高2,000万円以下の小規模零細事業者については、納税義務を免除する。

3 非課税の範囲

(1) 公共法人等

① 国、地方公共団体の営む事業

② 公共法人の営む事業のうち、民間事業と競合しないもの及びこれに準ずるもの

③ 公益法人等の営む収益事業以外の事業

(2) 非課税取引等

① 輸出取引(国際運輸取引等のいわゆる輸出類似取引を含む。)

② 資本移転(有価証券の取引及び土地の売買)

ただし、証券業者や不動産業者の仲介手数料等は課税する。

③ 金融取引に伴う受取利子及び保険取引に伴う保険料収入

ただし、金融機関の利子を除く収入のうちサービスの提供の対価であるものは課税する。

④ 食料品

⑤ 社会保険医療

⑥ 学校教育法第1条に規定する学校の行う学校教育及び社会福祉事業法に規定する第1種社会福祉事業及び第2種社会福祉事業

⑦ 上記のほか、個別消費税との調整の結果新税が非課税とされるもの

4 課税標準

課税標準は、国内において事業を行う者については売上高(他の消費税の額を含む。)とし、輸入を行う者については輸入の際の引取価額(関税及び他の消費税の額を含む。)とする。

5 税率

5%の単一税率(地方消費税を含む。10「新税の地方団体への配分」参照)とする。

6 納付税額の計算

(1) 計算方法

① 納付税額は、課税期間中の売上高(新税の額を除く。)の合計額に税率を乗じて算出した税額から、同期間中の仕入高(新税の額を除く。また、納税義務者から除外される小規模零細事業者からの仕入金額を含む。)の合計額に税率を乗じて算出した税額を控除した額とする。

② この場合、仕入高とは棚卸商品、消耗品、備品、機械等の購入額及び修繕費、賃借料等他の事業者からの財貨及びサービスの購入額をいい、支払賃金、公租公課、寄付金等は含まれない。

③ 以下のものは仕入高に含めないこととする。

① 支払利子・割引料、支払保険料及び有価証券、土地、食料品等非課税とされる財貨及びサービスの購入額

② 国、地方公共団体、公共法人及び公益法人等の提供する財貨及びサービスのうち非課税とされるものの購入額

③ 個別消費税との調整の結果新税が非課税とされる財貨及びサービスの購入額

④ 非課税売上げに対応して使用される財貨及びサービスの購入額

(2) 控除不足額の調整

課税期間中の仕入高に税率を乗じて算出した税額が売上高に税率を乗じて算出した税額を上回った場合、その超過額については還付は行わず、原則として5年以内の繰越しを認めることとする。

(3) 国境税調整

① 輸出取引に対応する仕入れに係る税額については、国境税調整のため還付を行う。

② 紳税義務者から除外される小規模零細事業者の関与した部分について、納付税額の計算上仕入高に含める措置を講じていることを考慮し、輸出還付に当たつては、この部分に係る税額を概算率により算定して、これを還付額から控除する。

(4) 限界控除

年間売上高4,000万円以下の事業者については、課税の影響を緩和するために、

納付税額の一部を軽減するいわゆる限界控除制度を設ける。

(5) 簡易課税方式の選択

年間売上高4,000万円以下の事業者について、事務負担の軽減を図るために簡易課税方式の選択を認め、売上高又は仕入高等から税額を簡便に計算する途をひらくこととする。

7 申告納付

(1) 申告納付については、納税義務者の事務負担等を考慮し、法人は事業年度ごとに法人税の申告及び納付と、個人事業者は毎年の所得税の申告及び納付とそれぞれ併せて申告し納付することとする。

この場合、例えば法人税の中間申告や所得税の予定納税に倣つて課税期間の中間ににおいて納付する制度を設ける。なお、選択により3か月程度の短期の申告納付を認める。

(2) 輸入については、輸入時に関税及び他の消費税と併せて申告し納付する。

8 納税地等

(1) 納税地、質問検査権等の規定は、法人税、所得税に準じて設ける。

(2) 国税犯則取締法上の間接国税とせず、通告処分制度等を適用しない。

9 他の税との調整

広く消費一般に対して負担を求めるという新税の課税の趣旨からみて、基本的には既存の個別消費税の課税対象とされている物品又はサービスについても新税の課税対象とすべきであるが、物品税については新税に段階的に吸収する等各税の性格等にも配慮し、政府において具体的に検討することが適当である。

10 新税の地方団体への配分

(1) 新税のうち地方団体へ配分される額の一部を新たに設ける地方消費税(道府県税、仮称)とする。

地方消費税の課税標準は、納税者の便宜を考慮し、一般消費税(国税)の税額とする。

(2) これに伴い、都道府県・市町村間の税源配分の見直しを行う。

參 考 資 料

1 改正案による住民税の課税最低限

区 分 △ 家族の構成	独 身 者	夫 婦 者	夫 婦 子 1 人	夫 婦 子 2 人
現 行 (A)	千円 737	千円 947	千円 1,147	千円 1,418
改 正 案 (B)	747	968	1,178	1,490
引 上 げ 額 (B) - (A)	10	21	31	72

(備考) 1 この表は、給与所得者について作成したものである。

2 紹介の収入金額に応じて一定の社会保険料が控除されているものとして計算してある。

2 改正案による住民税(所得割)の負担軽減状況

(給与所得者)

税目 収入金額 万円	家族構成 現行	独 身			夫 婦		
		改正案	軽減額	軽減割合	現行	改正案	軽減額
100	県	5,000	4,800	200	4.0	1,000	600
	市	5,000	4,800	200	4.0	1,000	600
	計	10,000	9,600	400	4.0	2,000	1,200
150	県	12,500	12,300	200	1.6	8,500	8,100
	市	17,000	16,600	400	2.4	9,750	9,150
	計	29,500	28,900	600	2.0	18,250	17,250
200	県	19,000	18,800	200	1.1	15,000	14,600
	市	31,500	31,000	500	1.6	22,000	21,200
	計	50,500	49,800	700	1.4	37,000	35,800
300	県	34,400	34,000	400	1.2	28,200	27,800
	市	70,700	70,000	700	1.0	57,600	56,400
	計	105,100	104,000	1,100	1.0	85,800	84,200
500	県	96,800	96,400	400	0.4	88,800	88,000
	市	186,600	185,800	800	0.4	170,600	169,000
	計	283,400	282,200	1,200	0.4	259,400	257,000
700	県	164,800	164,400	400	0.2	156,800	156,000
	市	331,300	330,400	900	0.3	313,300	311,500
	計	496,100	494,800	1,300	0.3	470,100	467,500
1,000	県	272,800	272,400	400	0.1	264,800	264,000
	市	590,000	589,000	1,000	0.2	570,000	568,000
	計	862,800	861,400	1,400	0.2	834,800	832,000

夫 婦 子 1 人				夫 婦 子 2 人			
現 行	改 正 案	軽 減 額	軽 減 割 合	現 行	改 正 案	軽 減 額	軽 減 割 合
円	円	円	%	円	円	円	%
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
4,700	4,100	600	12.8	900	100	800	88.9
4,700	4,100	600	12.8	900	100	800	88.9
9,400	8,200	1,200	12.8	1,800	200	1,600	88.9
11,200	10,600	600	5.4	7,400	6,600	800	10.8
14,400	13,200	1,200	8.3	8,100	6,900	1,200	14.8
25,600	23,800	1,800	7.0	15,500	13,500	2,000	12.9
24,400	23,800	600	2.5	20,600	19,800	800	3.9
46,200	44,400	1,800	3.9	35,500	33,500	2,000	5.6
70,600	68,200	2,400	3.4	56,100	53,300	2,800	5.0
81,200	80,000	1,200	1.5	73,600	72,000	1,600	2.2
155,400	153,000	2,400	1.5	140,200	137,000	3,200	2.3
236,600	233,000	3,600	1.5	213,800	209,000	4,800	2.2
149,200	148,000	1,200	0.8	141,600	140,000	1,600	1.1
296,200	293,500	2,700	0.9	279,100	275,500	3,600	1.3
445,400	441,500	3,900	0.9	420,700	415,500	5,200	1.2
257,200	256,000	1,200	0.5	249,600	248,000	1,600	0.6
551,000	548,000	3,000	0.5	532,000	528,000	4,000	0.8
808,200	804,000	4,200	0.5	781,600	776,000	5,600	0.7

(大蔵省印刷局製造)